

公募型プロポーザル実施の公示

2026年6月30日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和8年度酒蔵ツーリズム

「魅力あふれる海外発酒蔵ツーリズム商品造成促進事業」

(2) 事業の目的

・「伝統的造り」のユネスコ無形文化遺産登録を背景に、インバウンド市場における酒蔵ツーリズムと日本産酒類への関心は急速に高まっています。当本部では2020年度より、地域への誘客と魅力発信を目的に段階的な施策を展開してきました。

・2022年度後半からの国際往來の回復に伴うインバウンド需要の急激な回復・増加の中にあって、酒蔵ツーリズム自体は、例えば観光庁の調査によると、訪日前に「日本酒を飲むこと」を期待する旅行者の割合は、2019年の24%から32%に増加したり、泊まり込みで酒蔵体験が可能な施設が人気であったりと賑わいが徐々に高まっていますが、受入環境不足も含めて全体的にはまだまだ十分です。酒蔵訪問や日本産酒類を具体的に楽しむことを主目的とした海外発の旅行商品はまだまだ少なく、これまでの事業と連動した着地型の日帰り酒蔵訪問ツアーなどの販売も不足しています。

・これら課題克服のためにも、これまでの取組成果を踏まえ、2026年度は、海外発の酒蔵ツーリズム商品造成を具体的に促進する取組をスタートします。具体的には、台湾市場を対象として、台湾発の旅行商品造成・販売を促進するための取組を行います。

・台湾市場は、訪日観光においてリピーター率が極めて高く、台湾人の「日本滞在中にしたいこと」の中で酒蔵訪問は高い関心事になっており、酒蔵ツーリズムというテーマ性の高いパッケージ旅行商品においても、造成・販売が見込める市場と考えます。

・しかしながら、台湾発の酒蔵訪問やこれをセットした旅行商品は、一部一般団体旅行において酒蔵訪問は見られるものの、パッケージ型の酒蔵ツーリズム商品は、まだまだ少ないのが現状です。

・2026年度の酒蔵ツーリズム事業は、具体的な海外発の旅行商品開発促進策として、活性化が期待できる台湾に焦点を当てて取り組まます。

・関西観光本部がこれまでの取組みで得た関西各地の魅力あふれる酒蔵や関連する観光コンテンツを主対象に、新たに旅行商品化を促進する磨き上げたモデルコースを造成し、これを直接台湾旅行関係者が体験・検証することで、更に磨き上げを行い、これらを台湾の旅行会社にPRする提案書としてまとめ作成・提供します。事業後、早期に台湾の旅行会社による台湾発のパッケージ旅行商品が造成され販売化が進むことを目的に事業展開いたします。

(3) 事業の概要

① 商品化を促進するためのコンテンツとモデルコースの造成

1. コンテンツ候補の提示
2. コンテンツ候補の絞り込み
3. コンテンツのモデルコース化

② 台湾旅行関係者によるモデルコースの体験・検証

1. 現地打合せの実施

③ 新たな台湾発旅行商品造成につながる提案書の作成・提供

1. 旅行商品造成提案書の作成・提供

※事業の詳細については、添付の仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

4,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 担当 野村・木村

メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2026年6月30日(火)から2026年7月13日(月)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

・URL1: 募集要領: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/02_募集要領.pdf

・URL2: 仕様書: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/03_仕様書.pdf

・URL3: 評価要領: [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/04_\(別紙1\)評価要領\(書類審査のみ\).pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/04_(別紙1)評価要領(書類審査のみ).pdf)

・URL4: 評価基準: [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/05_\(別紙2\)評価基準.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/05_(別紙2)評価基準.pdf)

・URL5: 提案書様式(1)~(5): [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/07_260624_様式1~5応募申込書含む提出書類\(国税庁_酒蔵ツーリズム事業\).docx](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/07_260624_様式1~5応募申込書含む提出書類(国税庁_酒蔵ツーリズム事業).docx)

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026年7月13日(月)17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2026年7月7日(火)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者以上の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による

以上